

令和7年度(予定)

☆令和7年度に補助金改定があった場合は、保護者の実質負担額が増えない範囲で

印の費用(1号教育充実費・給食材費)を改定する場合があります。

2024年9月24日

区分	世帯区分	1号認定児(新2号認定児含む) 1号教育充実費 12,000円+給食材費 4,000円-保護者補助金-給食費補助							2号認定児 2号教育充実費 10,800円+給食材費 6,100円-給食費補助 *保護者負担軽減費補助金はなし						
		小学3年 以下対象	在園児 のみ対象	1号 教育充実費	給食材費	納入 月額	保護者負担 軽減費補助金	※2 あきる野市 給食費補助	実質 負担額	小学校就学 前のうち	2号 教育充実費	給食材費	納入 月額	※2 あきる野市 給食費補助	実質 負担額
①	生活保護世帯	第1子	在園第1子 在園第2子	12,000	※1 1,100	13,100	9,600	1,100	2,400	在園第1子 在園第2子	10,800	1,600	12,400	1,800	10,600
②	市民税 非課税世帯	第1子	在園第1子	12,000	※1 1,100	13,100	6,600	1,100	5,400	在園第1子 在園第2子	10,800	1,600	12,400	1,800	10,600
		第2・3子	在園第1子 在園第2子				9,600	1,100	2,400						
③	市民税の 所得割額 77,100円以下 (~360万円未満)	第1・2子	在園第1子	12,000	※1 1,100	13,100	5,200	1,100	6,800	在園第1子 在園第2子	10,800	1,600	12,400	1,800	10,600
			在園第2子				1,100	6,800							
		第3子	在園第1子 在園第2子				9,600	1,100	2,400						
④	市民税の 所得割額 211,200円以下 (~680万円未満)	第1・2子	在園第1子	12,000	※1 1,100	13,100	5,200	1,800	9,000	在園第1子 在園第2子	10,800	6,100	16,900	1,800	15,100
			在園第2子				4,000	4,000	6,800					1,800	15,100
		第3子	在園第1子				9,000	1,100	3,000					4,800	12,100
			在園第2子				1,100	1,100	3,000					4,800	12,100
⑤	市民税の 所得割額 256,300円以下 (~730万円未満)	第1・2子	在園第1子	12,000	※1 1,100	13,100	5,200	1,800	9,000	在園第1子 在園第2子	10,800	6,100	15,450	1,800	13,650
			在園第2子				4,000	4,000	6,800					1,800	13,650
		第3子	在園第1子				9,000	1,100	3,600					4,800	10,650
			在園第2子				1,100	1,100	3,600					4,800	10,650
⑥	上記以外 (730万円以上~)	第1・2子	在園第1子	12,000	※1 1,100	13,100	5,200	1,800	9,000	在園第1子 在園第2子	10,800	6,100	16,900	1,800	15,100
			在園第2子				4,000	4,000	6,800					1,800	15,100
		第3子	在園第1子				9,000	1,100	6,800					4,800	12,100
			在園第2子				1,100	1,100	6,800					4,800	12,100
	全世帯	第3子	在園第3子	12,000	※1 1,100	13,100	世帯区分による	0	3,000~7,400	在園第3子	10,200	1,600	11,800	0	11,800
	※3 満3歳児(未入園期間)			21,000	4,000	25,000	0	0	25,000						

※1 : 副食費が不徴収区分のため、2,900円を引いた金額(詳しくは下記2.参照)

※2 : 幼稚園・保育所その他施設の3歳児以上の在園児対象で、第1子は1,800円/月、第2子は4,800円/月(給食材費のみ)を限度に補助されます。(在園第3子は対象外です)

※3 : 正式な満3歳児の区分は①~⑥になります。

(注意) 1. 毎月の納入月額は、1号、2号のそれぞれの赤色の額となり、保護者補助金(1号児のみ)及び給食費補助金が交付されるので、実質負担額は青色の額となります。

2. 給食食材費の内訳について

* ①~③区分と④~⑥区分の第3子(1号児は小3までの姉妹からカウント、2号児は小学校入学前からの姉妹からカウント)の副食費が不徴収となります。

保護者負担の給食費(食材費)の内訳は、施設型給付のそれぞれの額をベースに年間の食数(2号児の食数は1号児の約1.5倍)等を考慮して以下のように設定します。

	主食	副食	給食材費計
1号児	1,100	2,900	4,000
2号児	1,600	4,500	6,100

* 教育充実費が2号児に比べ保育時間の短い1号児の方が高額なのは、食材費以外の給食にかかる経費分が2号児は全額補助金対応ですが、1号児は補助率が低いからです。

3. 1号児、新2号児と2号児との実質負担額を比較する場合は、赤字の実質負担額に以下の⑦+⑧を加味する必要があります

⑦ 給食費(半日保育日・長期休暇中の給食やお弁当経費)

* 1号児のプラスの給食の年契約の場合は、3,400円/月

⑧ プレイルーム保育料 原則200円/1時間

* 年契約の場合は 11,500円/月(18時~19時は別途料金が発生します)

* 2号児と同等の仕事等をしている場合で、市から「新2号児」の認定を受けた場合には、利用日数×450円(利用した金額まで)を限度に補助されます。

4. あきる野市以外の方は各市町の保護者補助金の金額をご確認ください。